

東日本大震災復興関連事業チェックシート (国土交通省)
(平成23年度第3次補正予算)

事業名	地理空間情報のアーカイブ整備		担当部局庁	国土地理院		作成責任者	
事業開始・終了(予定)年度	H23/H23		担当課室	地理空間情報部企画調査課		課長 明野 和彦	
会計区分	一般会計		施策名	41 国土の位置・形状を定めるための調査及び地理空間情報の整備・活用を推進する			
根拠法令 (具体的な条項も記載)	測量法 第27、42条		関係する計画、通知等				
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	国土地理院は、明治以来の基本測量成果を保有するとともに、国・地方公共団体等の実施する公共測量の成果についても、測量法に基づき地図・空中写真等の測量成果の保管委託や閲覧ができることとなっており、災害対策・復興等に資するため過去の測量成果及び今後復興過程で整備される測量成果等を集約して、地理空間情報の統合的な検索・入手・利用を可能とする地理空間情報ライブラリーを整備し、国、地方公共団体をはじめ広く国民に提供するものである。						
事業概要 (5行程度以内。別添可)	災害状況の把握及び事業の企画、立案での基礎資料として使用可能な国土地理院が保有する過去の空中写真、地図及び国・地方公共団体等作成の測量成果をデジタル化し、アーカイブを整備する。また、整備したデータ及び復興期に作成された公共測量成果等は、地理空間情報ライブラリーに登録し蓄積するとともに、登録した地理空間情報をすぐに利用、提供できるためのシステム環境を整備する。						
実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 業務委託等 <input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他						
23年度予算額 (単位：百万円)	当初	第1次補正	第2次補正	第3次補正	計		
				1,700	1,700		
成果目標 (アウトカム)	成果指標	単位	目標値		活動指標 (アウトプット)	23年度活動見込	
			23年度	(26年度)			活動指標
	国・地方公共団体の地理空間情報ライブラリー閲覧数(アクセス数)	件数		24000	地理空間情報ライブラリー情報登録件数	件数	(127万)
単位当たりコスト	地理空間情報ライブラリー登録情報 1件当たりに必要なシステム整備コスト 244(円/件)			算出根拠	システム整備関連経費(X) = 310百万円 情報登録件数(Y) = 127万件 244(円/件) = X/Y		
事業所管部局による点検							
項目			内容				
「復興への提言」及び「東日本大震災からの復興の基本方針」で示された諸原則や施策の考え方の整合性がとられているか。			「東日本大震災からの復興の基本方針」において、防災・復旧の観点からの地理空間情報の利活用を検討することが示されている。				
被災地のニーズがあり、優先度が高い事業であるか。			東日本大震災に際しては、津波による被災によって地方公共団体等の保有していた地図資料が失われてしまったり、関係する台帳付図の整理が不備であったり、紙地図でしか整理できていないため、直ぐに多くの機関で利用できる環境にはなく、被害状況の把握や復興に支障が生じた。復興では、災害復興計画図等、国土地理院が整備する測量成果等とともに、国・地方公共団体等による公共測量等が整備されていくことになり、災害対策・復興時の地理空間情報の重複のない整備・その効果的な活用等を図るため地理空間情報の統合的な検索・入手・利用を可能とする環境を整備することは不可欠である。				
効果的な事業であるか(より高い効果をあげる手法の選択、類似事業等との役割分担、客観的な将来見通しなど)。			様々な機関が整備した多様な地理空間情報を統合的に検索・入手・利用することが可能となるため、災害復興に当たって、迅速な情報収集が可能となる。また、地理空間情報の共有が進むことにより、重複・類似した情報整備が不要となるため、行政コストの低減が可能となる。				
費用対効果や効率性の検証が行われたか。			地理空間情報を保有するそれぞれの国・地方公共団体等の機関で独自に利用できる環境を整備するより、一元的に整備することにより費用面でも有利であるとともに、総合的に、様々な目的での利活用が可能な地理空間情報の流通を促進し、共用を進めることも期待でき効果的である。				
国、自治体、事業実施者、民間等の役割分担などのあり方は明確か。			基本測量成果は、国土地理院で整備を行い保有しており、公共測量成果は、国・地方公共団体等で整備する。また、公共測量成果については、測量法に基づき国土地理院に成果の保管委託することができる。それらの測量成果をアーカイブ整備するものであり役割は明確である。				
他の事業と整合的で、計画的に実施されるものとなっているか。			国土地理院は、明治以来の基本測量成果を保有するとともに、国・地方公共団体等の実施する公共測量の成果についても、測量法に基づき成果の保管委託や閲覧が可能となっている。また、インターネットを通じて測量成果を閲覧するための電子国土Webシステムや測量成果の使用申請を行う測量成果ワンストップサービスなど、国土地理院が実施する複数の事業と連携することで、利便性が向上し地理空間情報の活用が促進される。なお、新たに実施される基本測量及び公共測量の成果についても整備を行い活用できるよう地理空間情報ライブラリーを継続的に運用する。				
事業の迅速な着手・執行が可能であるか。事業の執行などの透明性が確保され、進行管理が適切に行われるようになっているか。			同様の事業を実施した経験があり、迅速な着手・執行が可能である。また、発注先の選定に当たっては、透明性及び公平性の確保を図る観点から、原則的に、一般競争又は総合評価方式による手続きを経たうえで、発注先を特定する予定である。				

注1. 「活動指標(アウトプット)」欄の「活動見込」については、23年度第1次補正予算に係る分について記載すること。なお、既に成立している23年度予算(第2次補正予算を含む。以下同じ)若しくは23年度予備費で措置している事業の追加措置の場合については、上段カッコ付で累積の見込みを記入すること。
 注2. 「単位当たりコスト」欄については、23年度第1次補正予算に係る分について記載すること。なお、既に成立している23年度予算若しくは23年度予備費で措置している事業の追加措置の場合については、上段カッコ付で「(23年度1次補正 × ×(円/))」などと記入すること。
 注3. 「内容」欄には、すべての点検項目毎に点検の結果及び方法、これらの客観的な根拠について具体的に記入すること。